

平成29年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月6日(一般質問)

平成29年 第1回 定例会 会議録

日時 平成29年3月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をいただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は9名でございます。

質問時間は、申し合わせにより答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議では、議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。ただし、リアルタイムでの配信を行っていますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、村瀬 敬太郎 議員、通告は1問です。

○議員(村瀬 敬太郎) おはようございます。

議席番号5番、村瀬 敬太郎 でございます。

昨年12月22日に発生いたしました新潟県糸魚川市の大規模火災、本年2月16日の埼玉県三芳町の大規模倉庫火災など大規模火災が頻発しており、いずれも死者こそ出なかったものの、多くの財産が失われ、誰もが凶らずも火元となりうることを改めて自覚させられたところでもあります。

3月1日から7日まで、春季全国火災予防運動が実施されており、全国各自治体、消防機関をはじめ教育機関や各種団体でも防火防災に対する啓発がなされております。

わが町でも消防団による非常呼集訓練や幼年消防クラブ・少年消防クラブによる啓発、消防署・消防団、防災協会による合同防火パレードなど、さまざまな活動がなされており、住民の防火意識の向上に一定の効果が出ておるものと思われま

しかし一方で、これまで行われてきた朝晩のサイレンの吹鳴が停止されており、住民が防火週間であることを認識する機会が減っているのではないかと考えられます。

サイレン吹鳴により、一部住民からの苦情があることは承知しておりますが、真に住民のための防災を考えると、火災予防意識を向上しうる火災予防運動期間中のサイレン吹鳴は続けるべきではないかと考えますが、見解を尋ねます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

それでは、村瀬議員からの「火災予防運動期間中のサイレン吹鳴について」答弁をいたします。

まず、昨日消防団により行われました、非常呼集訓練には、村瀬議員をはじめ議員各位の皆様方、それから区長会の皆様にお越しいただきありがとうございました。

山間地域での火災を想定した三角寺付近を火点とし、水利は荒田の防火水槽といましようか、荒田のプールから1.8キロを小型ポンプでホースを100本ほど繋いで送水する訓練でございました。7割を山々に囲まれたわが町におきましては、こうした訓練は欠かせないと改めて感じた次第でございます。

さて、ご質問の「火災予防運動期間中のサイレン吹鳴について」でございますが、「サイレン吹鳴」は、春と秋の全国火災予防運動にあわせて、長年にわたり、朝7時、それから21時に防火防災に対する啓発を目的に実施してきたところでございます。

ただいまお話にもありましたように、新潟県糸魚川市・埼玉県三芳町で発生いたしました大規模火災は、記憶に新しいところであり、このような火災の恐ろしさを伝える重要性は十分認識しており、あらゆる機会を捉えて火災予防思想の一層の普及啓発に努めていく所存でございます。

しかしながら、「サイレン吹鳴」については、広報誌などで事前に予告を行っているにも関わらず、「吹鳴のたびに驚いてしまう」「寝かせた子どもが起きてしまう」「夜勤を終えて帰宅したのに眠れない」といった苦情が毎年寄せられてまいります。

こうした苦情に対しましては、防火防災啓発の趣旨を丁寧に説明することで、理解と協力をいただくようお願いしてまいりましたが、医療機関が多い本町におきましては、このほかに「動悸・息切れがする」「発作を起こす」という疾患等に関する苦情も寄せられているところでございます。

こうした経緯から、本年度の火災予防運動啓発事業におけるサイレン吹鳴は、消防団の非常呼集訓練時における1回のみとし、火災予防運動の前日10時と19時

に、防災行政無線を用いて「防火についての注意喚起」放送を行う形に変更したところでございます。

また、消防団・消防署・防災協会による合同パレードや消防団による各行政区の巡回といった従来の啓発活動に加え、新しい取り組みとして、3月1日には、消防団女性消防隊による篠栗駅前での街頭啓発を実施いたしました。

ご指摘のように、サイレン吹鳴の廃止により、住民の火災予防運動週間に対する意識が低下することのないよう、今後は、広く住民生活に浸透している各種の情報メディアを積極的に活用するほか、役場壁面懸垂幕でのお知らせや消防団員による巡回活動を強化するなど、より効果的な啓発活動を進めることで、安全・安心なまちづくりに全力をあげて取り組みたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 質問ございますか。

はい、村瀬議員。

○議員(村瀬 敬太郎) サイレン吹鳴に変えて啓発放送をされておる、また、さまざまな活動もされてあるということですが、例えばですね、啓発の効果がサイレンほどかといえば、「そうでもないのではないかな」というふうに思うわけでございまして、今後ですね、さまざまな検討をなされるということですが、より一層の効果をですね、考えていくべきではないかと思いますが、その辺りはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 今年度からサイレン吹鳴に変えていろいろな取り組みをしておるわけでございまして、その効果のほどというのは、まだ検証しきってないところですが、いろいろな方法を、サイレン吹鳴に変わるいろいろな方法を考えていきながら、一定の効果が表れるように、住民の意識の向上になるように取り組んでまいりたいと考えます。

○議員(村瀬 敬太郎) 終わります。

○議長(阿部 寛治) 終わりますか。

はい、では次の質問順位に参ります。

質問順位2番、今長谷 武和 議員。

○議員(今長谷 武和) おはようございます。

議席番号6番の 今長谷 武和 です。

本日は「高齢者運転免許証自主返納」についてお伺いいたします。

近年、高齢者ドライバーによる事故が増大しております。

2015年末現在、75歳以上で自動車の運転免許を保有されてる方は、全国で約477万人で前年と比べますと約30万人増でございます。

この10年間で2倍以上に増え、来年2018年には532万人に達する見通しと発表されております。

75歳以上のドライバーによる死亡事故は2015年には全国で458件ののぼり、運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は9.6件となり、75歳未満の4件の約2倍以上を超えていることが警察庁のまとめで分かりました。

福岡県においては、15年度の75歳以上の死亡事故件数は23件で、10万人当たりの死亡事故件数は13.2件となっております。

75歳以上の死亡事故は、年400件台で横ばいが続いている。

しかし、死亡事故の総数は1970年をピークに減少傾向にあるため、75歳以上が占める割合は右肩上がりの状況で、2005年の7.4%から15年の12.8%へ大幅に上昇しております。

「認知症」が疑われる75歳以上のドライバーによる事故が多くを占められているようです。3月施行の改正道交法では、これまで免許更新時に実施していた認知機能検査を、75歳以上の運転者が、逆走や信号無視などの違反をした場合に、臨時ですることにしております。検査後に「認知症」と診断されれば、免許取り消しか停止になります。

警察庁の試算では、本年3月の改正法施行後は、2015年の10倍以上の5万人が診断を受け、約1万5,000人が免許取り消しや停止になる試算をしていると言っております。

高齢化社会が進むにつれ、年々増加している高齢者による交通事故。

この現状の打開策を見いだすために、運転者免許証の自主返納制度があります。これは運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したいという方のために、自主的に運転免許の取り消しが申請できるよう、1998年に道路交通法が一部改正されました。これは、高齢者が免許証を返納することにより、少しでも交通事故を減らそうというものでございます。

しかし、車の運転は、生きがいや自己存在感にも繋がっていると思います。

高齢者が運転免許証を手放さない理由としては、高齢者故の生活の利便性「車がなければ病院や買い物に行けない」ということになり、さらに、JRや私鉄バス、オアシスバス路線からも離れており、送迎してくれる家族・親族・知人もいないと

いうことであれば、尚更、運転免許証は手放すわけにはいかない。これは当然の話と思います。

しかしながら、家族からの心配や心理的には「そろそろ、免許返納でも」と考えているのですが、現実との狭間で考えあぐねていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるのが現状だと思います。

高齢者の方の運転免許証の返納は、自らの意志で行うものが最も効果的であって、運転免許証の返納が事故防止に繋がるとするならば、見過ごすことのできない課題だと思います。

各市町村や警察署では、加齢に伴う身体能力の低下及び運転技術に不安を感じてきた高齢者に対して、運転免許証自主返納したならば、様々な支援や補助サービスを受けることができるようになっております。

そこで、篠栗町内での取り組みの三つの次のことを町長、総務課長へお伺いいたします。

一つ目、運転免許証自主返納を促進されるための啓発はされていますか。

二つ目、高齢者運転免許証自主返納支援の現状は。

三つ目に、今後の運転免許証自主返納者への支援の取り組みは。

以上3点についてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

まず、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、今長谷議員のご質問に対し、答弁申し上げます。

「高齢者運転免許証自主返納者への支援について」のご質問でございました。

近年、高齢化に伴う体力の衰えや判断力の低下などの要因で、高齢者が起こす交通事故が多発していることが大きな社会問題となっております。

本町の状況といたしましては、福岡県警察・交通企画課が公表している交通事故統計資料によりますと、平成28年中に町内で発生いたしました交通事故件数は173件となっており、そのうち65歳以上の高齢者が関係する交通事故件数は44件と全体の約25%を占めております。福岡県の市町村平均が約29%であることから、県下の平均よりも低い数字にはなっております。とはいえ増加傾向にあることは間違いございませんので、本町に於きましても何らかの対策を講じていかなければならないことは議員のご指摘のとおりでございます。

それでは、ご質問の3点につきましては、総務課長から答弁をいたさせますので

よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） では、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、3点のご質問に対してお答えをいたします。

まず、1点目の「運転免許証自主返納を促進するための啓発について」のご質問にお答えをいたします。

本町における交通安全の啓発といたしましては、全国交通安全運動にともない、交通安全協会のご協力を得て、年4回の街頭啓発のほか、文化祭での街頭啓発、また、粕屋地区交通安全大会への参加等を行っているところでございます。ご指摘の「運転免許証自主返納」に特化した啓発事業については、今のところ行っておりません。これは、交通機関の発達した都市部とは異なり、本町は多くの山間地域を抱え、そこに居住する町民にとって、自主返納は日常生活に大きく支障きたす問題であり、高齢者の交通事故防止の観点からだけではなく、高齢者の移動手段の確保等、総合的な生活支援策とも繋がる問題であるからでございます。

次に、2点目の「本町における高齢者への運転免許証自主返納支援の現状について」のご質問にお答えをいたします。

自主返納に関する具体的な相談はまだ1件もないこともあり、ご指摘の「自主返納者支援」に対する取り組みは、今のところ特に行ってはおおりません。

最後に3点目の「今後の運転免許証自主返納者支援の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

全国的に高齢化が進む中、本町においても、高齢運転者による事故の増加は十分予想されることから、「自主返納者支援」は交通安全対策の有効な方策の一つであると認識いたしております。福岡県下では既に10市町村において、自主返納に対する支援が行われており、糟屋郡内では、糟屋町が「ICカード乗車券5,000円相当分の交付」を実施しております。

本町におきましても、限りある財源の中で、福岡県が実施いたします「市町村高齢者運転免許証自主返納支援事業」を活用しながら、高齢運転者による事故を少しでも減らせるよう、自主返納に対する特典制度の導入について交通安全協会などの関係機関と協議し、対策を検討していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 質問ございますか。

今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） 私も高齢者の1人ですけども、先日、私よりも先輩の方た

ちとお話をしていますと、確かに車を持つとりますと経費がかさむ、経済的にも厳しいし、運転中に不安を感じたり、ひやりとする回数も多くなり免許証を返納したいのだけでも、日常生活が困るので手放せないとの声を多く聞きました。日常生活の不便さをフォローしてあげれば高齢者の方は安心して、自主返納者が増えると思います。

また、買い物困難者の多くの方も支援できるのではないかとはい思います。

そこで、町内循環バス（オアシス号）の増便や路線変更及び路線増の充実を検討していただきたく考えます。

また、返納された高齢者の方が外出するのに便利な、電動自転車の購入時の一部補助などを行われている自治体もありますので、こういうことも検討されれば、高齢者の方の行動範囲も増えるんじゃないかなと思っております。

しかし、こういった事業に関しましては、予算が多く必要となりますので、近々にぜひとも検討していただくよう強く要望して終わりたいと思います。

また機会がありましたら、この件についても一般質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、要望ですね。

質問順位 3 番、田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） おはようございます。

議席番号 2 番、田辺 弘之でございます。

本日は、「子ども議会の開催」について質問させていただきます。

今年の 1 月 29 日に粕屋町で昨年に引き続き 2 回目の「子ども議会」が開催されました。

傍聴に行きましたが、内容的にもとても充実したものでした。

子どもたちの質問としては、篠栗町でも本格的に勧めている「あいさつ運動をどう推進していくか」とか、「不登校問題に対してどのように向き合っていくのか」、また、子どもたちが実感している通学路の問題も含め、「子どもからお年寄りの方みんなが安心して暮らせるまちづくり（これは交通ルールについてですが）」など多岐にわたるものでした。

2 月に篠栗町で開催された料理研究家のコウケンテツさんの講演会でも、子どもたちの発想はすばらしいとお話しされていましたが、大人では考えつかないような発想もありました。

傍聴席は満席で、子どもたちの家族や友人もたくさん参加し、関心の高さを実感いたしました。

緊張しながら懸命に質問する小中学生に対して、町長や執行部も真剣に答弁を行っていました。

また、文教厚生常任委員会で参加した中学校の参観においても、授業の中で篠栗町での自分たちが感じる問題点を指摘しあいながら、どう改善したらよいのかを話し合い、そのアイデアになるほどと感心することもございました。

子ども議会の開催は、全国の町村においても平成18年では実施率9.2%だったものが、平成26年度では155町村で16.7%と増えてきております。

大人目線では、なかなかわからない子どもたちの生の意見を聞く場として、篠栗町においても「子ども議会」を開催されてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) おはようございます。

田辺議員の「こども議会の開催について」のご質問にお答えいたします。

粕屋町におかれましては、議会活性化委員会が主催され、町議会と子どもたちが粕屋町の将来について考えることを趣旨として、子ども議会を開催されたと伺っております。

子どもたちがまちづくりや行政などについて、町当局に質問・提案することは、議会・行政の意義やしくみを理解し、地域に関心を持ち、その将来を考えるとともに、社会参画への態度や意欲を培う上で有意義なことと考えます。

本町におきましては現在、教育にかかわる諸団体の会議、研修の場において、子どもの意見表明の場を積極的に設けております。

具体的には、3小校区の校区づくり研修会や青少年健全育成会議、6月に開催しております町づくりフォーラムなどにおいて、首長部局や教育委員会も参加した上で、町づくりや社会参加・地域貢献の在り方について小中学生が意見発表を行っております。

また、学校においては、篠栗町志教育の一環として、子ども自身が町のために何ができるかを考え、地域住民の方々と協働して挨拶運動や清掃活動を展開したり、子ども会ジュニアリーダーがスポーツ大会の運営をしたりして、児童生徒が自ら考え行動する人材育成を推進しているところでございます。

また、これらの活動及び成果は、随時、広報等により町民の皆様にもお伝えしておるところでございます。

従いまして、これからも、篠栗町志教育を進め、地域社会の一員として自分の役割を自覚し責任を果たす子どもの育成を目指す中、多様な方法の一つとして、子ども議会の開催について検討して参りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 何かございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 子ども議会をする意義は二つあると思います。

今言われたように、一つは18歳以上の選挙権の拡大に伴う主権者教育。

昨年12月に総務省より発表された資料では、高校で選挙の仕組みを学んだり、模擬投票をやったりという主権者教育を受けた方は6割。受けてない人よりも投票率は7ポイント高かったそうです。

また、子どもの頃に親と一緒に投票所に行った経験のある人も6割。経験のない人より投票率は7ポイント上回っているとありました。

広報広聴委員会での高校生との懇談会でも、参議院選挙投票に関して、学校での模擬投票等が非常に参考になったと申しておりました。しかしながら篠栗町には高校がございませんので、高校生を中心とした議会の開催は難しいと思います。

二つ目は、子どもたちの町に対する様々な意見を反映させる機会を設けるということです。

2年前の3月議会で教育長は、「子ども議会を開催することは、日常生活における政治の働きを子どもが直接学ぶことにより、民主政治の意義を国民主権の立場から具体的にとらえ、子どもの権利条約にある『意見を具体化する場の確保』による機会として意義のあるものと考えている。また、第5次篠栗町総合計画が目指す協働のまちづくりに、主体的に参加する機会を提供し、篠栗町の将来を担う若者の育成に資するものとする。教育課程の範囲内で可能な限り、子ども議会の開催について検討したい。」と答弁されております。

先日の第6次篠栗町総合計画策定に伴う住民の意見を聞くために、クリエイト篠栗においてワールドカフェ「ささカフェ」が開催され、見学させていただきました。様々な角度の有意義な意見がでておりましたが、子どもたちの意見をできるだけ多く聞けたらなと感じました。

これについて、どう考えなさっているかお伺いしたいと思いますが。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、失礼いたします。

ただいま田辺議員のご意見にもございましたように、1点は主権者教育に繋がる子ども議会ということで、前回お話しいたしましたように、小学校社会科又は中学校の社会科を通して、その基礎を培うという意味では非常に意義あるものと考えておるところでございます。

次に、様々な意見を反映させるということにつきまして、篠栗町でも今お話がありましたように、子どもたちの意見表明や社会参画の一環として、非常に大切なものと捉えているところでございます。

前回お話ししましたように、第5次篠栗町総合計画、2013年から17年と同様に第6次篠栗町総合計画を、現在、2018年から22年の策定を進められておりますけれども、その中で、未来のまちづくりのための中学生アンケートを昨年9月に実施しております。この狙いは、将来の篠栗町を担う子どもたちが町の現状をどのように感じ、また、未来をどのように考えているのかを聞き取り、若い世代の意見を総合計画策定に当たり、参考とするために実施したものであります。

実際につきましては、町内二つの中学校の3年生約300人から回答を得ております。

質問事項は、12項目で「どのような町になることを望むのか」、「町としてどんな分野に力を入れるとよいか」、また「町のよいところや改善点はどんなことか」などございまして、子どもたちからは、「豊かな自然を守り活用する町」、「商業や観光スポーツが盛んな町」、「清潔で、安心安全な町」にしたい等々の意見が出ております。

このような篠栗町の将来についての貴重な意見を、現在、篠栗町総合計画策定プロジェクトチームで計画策定のために活用されていると伺っております。

このような形で、子どもたちのたくさんの意見を吸い上げ、将来のまちづくりのために活かしていければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 何かあります。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） ありがとうございます。

とは言え、直接的に意見を聞くことも大切だと思いますので、町長はどうお考えでしょうか。

このことに関しまして。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 糟屋郡におきましても、志免町や粕屋町で子ども議会開催されておりました、一定の成果があったことを町長から度々お話を聞いているところでございます。

田辺議員の「篠栗町でも子ども議会の開催を」とのご意見もいただいているわけですが、行政といたしましては、ただいま教育長が述べたように様々な機会を通して、まちづくりについて、子どもたちの提案をいただいていると自負しているところでございます。

私見として申し述べれば、粕屋町におきましても議会活性化委員会が主催され、町議会として子どもたちが粕屋町の将来について考えることを趣旨として子ども議会が開催されているわけでございますので、子ども議会の開催というのは、やはり篠栗町議会が議会としてご提案、計画作成、運営に取り組みましてはいかがではないかというふうに考えるところでございます。

私や教育長は参加するにしても、子どもたちからの未来を見すえた楽しい質問に、或いは行政担当課長の現実的な答弁が面白くないようなことがあるようでございましたら、議員の皆様方にこちらに座っていただきまして、自分が得意分野の課のことを、自分の夢を乗せた答弁をいただくというようなことも、篠栗方式としては非常にいいんじゃないかというふうに思うところでございます。

新たな発想での篠栗町議会型子ども議会、こういうものを企画していただきながら、子どもたちのいろんな政治への関心の度合いの助成、或いは選挙への参加意識、政治への興味の増加等々に、これが新しい取り組みとして昇華させて、どんどん篠栗の小中学校の子どもたちの意識が高まってくるようなことになれば、非常にいいのではないかと思いますので、議会のほうでひとつ皆様でご検討いただければいかがかなと思うのが、私の私的な考えでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） 投げ掛けられとうけんね。

○議員（田辺 弘之） 先輩たちと相談いたします。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位4番、松田 國守 議員。

○議員（松田 國守） おはようございます。

議席番号10番 松田でございます。

今日は「特別の教科 道徳の導入について」お尋ねいたします。

深刻化するいじめ問題の解決のために、重要な役割を果たすと期待されている「特別の教科 道徳」が、平成30年度に小学校で、31年度に中学校で導入されます。

戦後間もないころから今日までの70年間、道徳は教科ではなかったため、保護者は勿論、大人の大半が道徳教育を受けてきていない中での導入でございます。

ある大学教授は、「現在行われている道徳研修の場は、いじめ問題の本質や『道徳とは何か』といった議論をする場にはなっておらず、必ずしも教員の道徳に対する意識を高揚できる内容とは言い難く、研修内容の改善が喫緊の課題である」と、指摘しております。

そこで質問いたします。

この道徳の教科化に学校現場の対応と取り組みについてお尋ねします。

○議長(阿部 寛治) 通告、続けて全部言ってください。

○議員(松田 國守) 3項目質問いたしますが、学校現場の対応と取り組みについて。

それから、篠栗町教育委員会が目指している道徳教育。

3番目に、心豊かな子どもを育成していく責任は我々大人たちにあるとして、大人一人ひとりが道徳教育に向き合い、社会全体で道徳心の涵養にと、道徳の公開授業、或いは道徳参観授業を行っている学校があると聴きます。

検討されてはいかがでございましょうか、以上3点質問いたします。

○議長(阿部 寛治) はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) 失礼いたします。

松田議員の「特別の教科 道徳の導入に対する取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

平成27年3月の現行学習指導要領の一部改訂による特別の教科 道徳の実施につきましては議員ご指摘のとおり、平成30年度から小学校、31年度から中学校で開始されます。

従いまして、学校や教育委員会への教員研修の進捗や移行措置への取り組みについて、お尋ねいただきましたことは、誠に時宜を得たもので、教育委員会といたしましては真摯に捉えているところでございます。

最初に、この学習指導要領の改訂の趣旨を説明させていただき、質問にお答えさせていただきたいと思っております。

昭和33年に週1時間の特設の道徳が設けられ、道徳教育が始められましたが、

子どもの素行の乱れ・いじめや校内暴力、学級崩壊などが度々社会問題化し、その都度、文科省も指導要領の改訂や副読本「心のノート」改訂版の「私たちの道徳」などを発行し道徳教育の改善に努めてきたところです。

しかしながら、平成23年の大津市の中2いじめ自殺事件をはじめ、国内でいじめ自殺事件が何度も繰り返されることについて、平成25年に教育再生実行会議が「いじめ問題の対応について」の提言を行い、道徳の教科化と指導内容の充実、効果的な指導方法の明確化を文科省に強く求めました。

それについて、文科省の諮問機関である中央教育審議会は、従来の道徳授業が「読み物に登場する人物の心情を理解することを中心とした形式的な授業」が多いと指摘し、「子ども自らが道徳的問題に取り組み、どう行動・実践すべきかを主体的に考え、判断し、協働して議論しながら解決する道徳の授業へ」と質的転換をすることを答申いたしました。

これらのことを受け、今回指導要領の一部改訂が行われ、特別の教科 道徳が新設された次第です。

それでは、まず、「学校現場の対応と取り組みについて」お答えいたします。

本町の小中学校においては、この改訂への教育動向をいち早く捉え、平成25年度より篠栗小学校において「読む道徳」から「考え、議論する道徳」の研究に取り組みました。その成果を平成27年12月に、町内全小中学校教諭と県内外からの計400名の参加者のもと、授業公開と研究協議会を開催し、授業の質的転換を図る研修会を行ってきたところでございます。平成28年度は、町内小中学校での特別の教科 道徳の指導方法の普及と教員の指導力向上を目指して、篠栗小で授業参観と研究協議を中心とした「初任者研修会、若手教師研修会、道徳担当者研修会」等を実施してまいりました。

平成29年度には、道徳の検定教科書が決まりますので、町内の小中学校、教務担当主幹教諭研修会で、「特別の教科 道徳」のカリキュラム編成を進めるとともに、「考え議論する道徳」の全面実施を行うように現在進めているところでございます。

続きまして、「篠栗町教育委員会が目指しております道徳教育について」お答えいたします。

道徳の教科化は、いじめ問題等に対応する方策として提言されました。

教育委員会といたしましては、それだけではなく、情報化やグローバル化によって社会の急激な変化とともに価値観が多様化する中、これからの道徳教育に求めら

れるものは、子どもの自立心や自律性の育成、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度の育成が重要と考えます。

また、子どもの自己肯定感や自尊感情を高め、具体的な人生の目標や生きる意欲を持たせる必要もあると考えております。

そこで教科書を使った道徳だけではなく、現在進めております篠栗町志教育の地域貢献活動と関連させ、ふるさと篠栗と自分のかかわりについて「考え、議論する」ことを通して、郷土愛を育み、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていく道徳教育を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、「道徳の公開授業、道徳授業参観について」お答えいたします。

改訂学習指導要領にも、「道徳教育を進めるに当たっては、道徳の時間を公開し、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりして、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るように配慮する。」と述べております。

従前より本町におきましても、PTAの学習参観や祖父母を招いた土曜授業の際には、道徳の授業公開を義務づけ、保護者や地域の方が授業を参観できるようにし、道徳授業の啓発や理解を勧めてきたところです。

今後は、今年11月に篠栗小で開催します福岡地区道徳教育研究大会への保護者や地域の方々への参加、また、PTA学習参観や土曜授業への校区づくりの皆様の参加を勧めると共に、道徳の授業にかかわる情報をさらに発信し、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの豊かな心を育むことができる教育の推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議員（阿部 寛治） 松田議員、いかがでしょうか。

質問はございますか。

○議員（松田 國守） 今の答弁で、かなり進んだ取り組みが行われているということを感じいたしました。

詳細な答弁ありがとうございました。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位5番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番 荒牧でございます。

一問、町長にお尋ねいたします。

郷土出身者の尚一層の周知で若者の未来への奮起と町のPRを望むということで、

「少しでも村おこしの会」を始めとする方々からの推薦書により現在、黒瀬さんと佐田さんがふるさと観光大使に委嘱され、郷土のPRを元より若者へ夢を与えるという重要な任務をこなしていただいております。

ここで彼らの就任からの大使としての仕事ぶりを披露していただき、住民への尚一層の周知を促し活動への理解を深めていただき、彼らの更なる活動への励みにしていただきたいと思います。

また、篠栗町出身者若しくは在住者で、各界において活躍されている方を表彰されてはいかがでしょうか。

例えば、読売ジャイアンツの村田 修一 選手は巨人軍の4番バッターを務めWBCの日本代表にも選出され、日本のみならず世界でも活躍されております。

現在の町の表彰規定にはその項目が存在せず、町政に携わる者に対する功労と善行表彰しかありません。

そこでスポーツや文化・芸術など、功労賞の新設や名誉町民の称号を贈呈する規定を新たに加えて、町のPRの促進や住民意識の高揚を図るべきと思いますがいかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員からのご質問に答弁いたします。

「郷土出身者の尚一層の周知で若者の未来への奮起と町のPRを望む」というご質問でございました。

平成25年11月7日に本町初のふるさと観光大使としてお笑い芸人パンクブーブーの黒瀬 純氏とバットボーイズの佐田 正樹氏を委嘱いたしました。

早いもので今年度末に3年余りの任期が終えようとしております。

ここでお二人のふるさと観光大使としての活動について一部ではありますが、ご紹介申し上げます。

平成26年1月の成人式には、新成人に向けたお祝いのビデオメッセージをいただきました。

平成27年11月7日に地方創生事業として行いました森林セラピーを活用した企業等研修誘致イベントにおきましては、天神でお二人のトークショーを行い、篠栗町の魅力を発信していただきました。

また、平成28年3月には、黒瀬氏の持込企画であります番組において、お笑い

芸人であるダウンタウンの 松本 人志 氏と共に本町を訪れていただき、町内の名所を巡り、本町の知名度アップに貢献していただきました。その際、訪れた山手区の食堂では、放送終了後、多数の客が押し寄せてきていると聞いております。

また、毎週土曜日の午前中に放送されています情報番組では、同じく篠栗町出身の福岡ご当地アイドル リンクの 高木 悠未 さんと共に出演してらっしゃいまして、番組内でも町のPRを担っていただいております。

なお、ふるさと観光大使の任期満了に伴う更新につきましては、黒瀬 氏、佐田 氏、二人とも快く引き受けていただきまして、4月29日に行います春らんまんハイキングのステージのときに、引き続き就任式を執り行う方向で、お二人の所属事務所であります吉本興業と打合せているところでございます。

また、読売ジャイアンツの 村田 修一 選手ですが日本球界でも屈指のスラッガーとなり、野球少年が憧れる篠栗町出身のプロスポーツ選手で誇らしい存在と言えます。

糟屋地区の少年野球でも「村田修一杯」という企画を毎年続けていただいております。子どもたちが目指す野球選手として村田選手をいの一に挙げている状況でございます。

また、村田選手が2009年の第2回WBCで活躍し、優勝に貢献したときには、町民を代表して私から表彰を行い、記念品を贈呈いたしましたところでございます。

今後につきましては、議員のご意見を踏まえて、町といたしましても時代にあった表彰の在り方を検討する時期と考えますが、町への貢献という点も熟慮し、新たな指針づくりと、あとは町民の機運の高まりが一番重要ではないかと思っております。

とは言え、本町の出身の方や在住者の方々が活躍するということは町の誇りでもあり、篠栗町の名を知らない皆さんにとっても絶大なるPR活動になると言えます。

今後、篠栗町表彰審査委員会や教育委員会表彰選考委員会等でご意見をいただきながら、郷土出身者で、全国で活躍する皆様に対する表彰を続けてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 私も山手区にある定食屋のチャンポン大好きで放送の後、しばらく入れなかったのが辛い思い出があります。ただ、それだけ頑張ってくれているあの二人に尚一層頑張ってくださいといたしまして、問題は表彰の方でございます。

して、現在の表彰ですと、町長が2期8年、私ども議会議員が15年、その他委員若しくは区長さんが18年。町長さん、議員は、その確率って非常に高いんですが、各種委員や区長さん、これ実際問題18年やるなんてことは実勢にそぐわないと思いますので、そこは少し考え直していただきたいなと思うのと、その各種委員の中に、社会教育委員は入っているんですが、体育指導委員は入ってないんです。スポーツ指導員は。これ教育委員会部局が別で表彰されているんですが、同じ町に対する功勞ですんで、それやっぱり一元化して表彰していただけるようなことを、考えていただけないかな。その表彰を出す教育委員会の5人のメンバーは、町の功勞賞の規定の中の委員に名前を連なっているんですよ。

ですから、これはぜひとも一元化していただきたいと思うのがひとつ。

それから、先ほど各種委員さんをもう少しハードルを下げられないもんかな、そして何よりも今の規定のままだと本当に行政に携わっている人間のみが対象ですので、そこの門戸を三つちょっと広げていただき、この三つを今現状ちょっと町長どのおうにお考えか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまのご意見でございますけれども、元々、今委員がお話しさせていただいておるような篠栗町の表彰規定について、非常にハードルが高いというようなことが言われておりまして、そうした中でいろんな部門で活躍してらっしゃる方が町内にたくさんいらっしゃるということから、もっと多くの方々を表彰していくという意味で、まちづくりという観点からこれは教育委員会で表彰の選考委員会をつくって、文化面、スポーツ面、或いは、まちづくりという面で活躍されてある方々を表彰し始めたところでございます。

今年度につきましても2月28日に、多くの団体個人の方々を教育委員会表彰として表彰したわけでございますが、言われてみますと、町の表彰じゃないじゃないかと、教育委員会の表彰じゃないかという疑問もあろうかと思ひます。

そういう面は、今後大事なご指摘として承ったうえで検討を重ねて、全体の表彰規定をもう少し考えるということも一つ、検討材料かなというふうにお思ひしておりますので、考えてみます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧委員。

○議員（荒牧 泰範） 検証していただきますよう要望しております。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

皆さん、大体1時間経ちましたので、ここで暫時休憩をして5分から再開したい
と思いますので、11時5分ですね。

よろしく申し上げます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位6番、山田 眞士 議員。

○議員（山田 眞士） 議席番号4番、日本共産党の 山田 眞士 でございます。

今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問させていただきます。

無人航空機（ドローン）の活用について質問させていただきます。

近年、無人航空機「ドローン」を使用し、撮影された映像がテレビ等で多数紹介
されています。

茨城県水戸市では、市の魅力を発信する目的で、様々な空撮映像を公開するた
めに導入されているようです。ほかの自治体でも同様に、導入の実績や動きがあり
ます。

本町でも、様々な名所を撮影し、ホームページやフェイスブックで視聴できる仕
組みを構築するために導入されてはいかがでしょうか。

ドローンは、行事や景観の空撮のほか、目視点検が難しい橋梁等の施設の保守・
メンテナンスにも活用でき、更には災害時の状況把握にも大きな成果が見込めるよ
うです。

但し、導入・活用に当たっては、技術の習得や航空法の規制、プライバシーや肖
像権の侵害対策等課題は多いと思いますが、今後町での導入についてどう考えてお
られるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

答弁を求めます。

○町長（三浦 正） 山田議員からの「無人航空機（ドローン）の活用方法につ
いて」のご質問にお答えいたします。

篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に「移住定住の促進」を図るための施策
として、篠栗町のPRの強化並びに充実を掲げております。

篠栗町の新たな魅力を発信するには、今までのように紙媒体の写真だけではなく、町の様々な名所を撮影し、ホームページやフェイスブック上で視聴できる仕組みを構築し、本町の魅力を違う視点で町内外に発信しなければならないと考えております。

しかし、人の目線で撮影した映像を載せたとしても、ありきたりとなり、アピール不足になってしまいます。

今、議員がご指摘されましたように、ドローンでの空撮を行うことは、古くからある町の名所も従来なしえなかった別視点での撮影方法であり、アピールしたい風景を多角的に捉えることで、新しい驚きと魅力が再発見されるものと考えます。

次に、その他の活用事例でございますが、災害が発生した現場において、消防署員や消防団員の安全確保が確認できないと救助活動を行うことができません。

しかし、ドローンを活用することでより詳細な現状把握が可能となることから、救助活動の幅も今まで以上に広がり、速やかな災害復旧への足掛かりとなると考えます。

ほかにも公的施設の維持管理において、高所部分の点検等は従来、専門業者に頼らざるを得ないことが多々ございました。場所によっては足場を組むなどの措置が取られ、コスト面においても安価に済むものではありません。

このような場合、ドローンを活用し、映像による点検を行うことで、問題個所の発見が容易となるわけでございます。

次に、ドローン飛行の制約でございますが、平成27年4月に首相官邸屋上に落下した無人機落下事件を契機にドローン規制法が施行されております。

その内容といたしましては、「日出から日没までに飛行させること」、「直接肉眼による範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること」、「第三者又は第三者の建物や自動車等との間に30メートル以上の距離を保って飛行させること」、「祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと」、「爆発物などの危険物を輸送しないこと」、「無人航空機から物を投下からしないこと」となっております。

このルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。

なお、日没から日出の間の飛行や目視範囲外の飛行は、事故や災害時に、国や地方公共団体、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっております。

これらを踏まえまして、町で所有し、運用するとなれば、ドローン使用に関する規則や安全対策に対する指針をまず定める必要がございます。

また、操作技術の習得も不可欠となるわけでございます。

今後、関係各課と協議を進めまして、維持管理も含む費用対効果等を考慮したうえで、必要性があると判断された場合には、予算化を検討したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、山田議員なんかありますか。

はい、どうぞ。

○議員（山田 眞士） ドローンは2015年にドローンの最新技術、これを2015年に大々的に発表されたんですけども、今後、ドローンを扱っている会社は、例えば、内閣の方にドローンが落ちたとき、あれでも問題になりましたけども、それは一つはですね、ドローンを扱う技術が低いんですね。

そのためにドローンを作っている会社なんかは、ドローンの教育に一生懸命に頑張っています。

それで、2015年から2025年までの10年間で飛躍的に伸ばすということで頑張っておりますけども、今、いろんな問題がありますけども、規制とかもいろいろ法律的な面もありますけども、この10年間で、色々大きく変わってくると思います。ドローンの技術も今のあれでは、大体30分ぐらいしか飛ばせません。それを長時間するとか、そういうことを法律の問題もありますけども、それも伸ばしていこうとしています。

それで、先日ですね、ある自治体が猿が多くて困ると、「捕まえられん」ということで、ドローンを使っております。だから、できないことはないんですけども、ただ、ドローンの扱いに関して大体10機使いますと10機のうち1機が事故を起こしているそうです。

その大きな原因は「扱いが悪い」と、だから私は、このドローンを導入していただいて、それで1年なら1年基本操作を学んでいただくと、そういうふうな準備が要ると思うんですね。

ですから、長い目で見ればですね、私はこの役場のほうでも、いろんな課でドローンの活用の仕方が、いろんなアイデアが生まれてくると私は思うんです。

ただ、そうであっても、やっぱり、ドローンを扱う技術がないとですね、うまくいかないんですよ。

だから、ドローンをつくっている会社もわかっております。10機に1機が事故

を起こしておると、でも殆どが、要するに、未熟な操作ですから、そののところ考えていただいて、予算ができればいいなと思うんです。10年がかりぐらいでやっていかれたらどうでしょうかと思います。

それと、このドローンの活用について、糟屋郡内ではですね、志免町がこのドローンの活用を何か言ったらしいんです。私は余りよく知らなくて、その後どうなったかわかりませんが、町長に質問したいのは、この糟屋郡内で、このドローンの活用について何か話し合いがあったってことはお聞きになったことありますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 質問は結構ですから、簡潔にですね、あまりにも間と間が長くて自分の意見が入らうけん、山田議員そこら辺を常に訓練をしてやってくださいね。

はい、町長なにか。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 前段の今後10年間の計画については再質問と理解してよろしゅうございますか。

それでは、糟屋郡内の分だけを。毎月1回、糟屋郡内の町長会開催しておりますが、町長会の中でドローンの活用についてどうしたものかという協議をしたことはございませんし、まだ、ご報告をいただいているところはございません。

○議長（阿部 寛治） 何かありますか。

○議員（山田 眞士） 時間がありませんかね。

この答弁でも大体答えは出ているんですけども、本当にこのドローンの活用についての、導入するとかしないとか、例えば、置いといて活用した場合どういうことが考えられるかということ、各課で話し合ってもらったらいかなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 議員のご質問の中にもありますように、今ドローンの航空機を生産する技術もまだ今発展途上だという意味のお話もあろうかと思えます。

今後、もう少し経てば、もっと操作しやすいような状況も出てくると思いますから、より簡単に操作でき、そしてまた各方面で利用できるようになるのではないかなというふうに私も思うところでございます。

10機までは購入する予定はございませんけれども、できるだけ早目にやっぱり、簡単な操作でできる機種が誕生した暁には、私どものほうも有効な活用のために、

利用できるよう技術習得をして実際に活用できるようにしたいと思っておりますので
よろしくをお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、山田議員。

○議員（山田 眞士） 初心者用のドローンはですね、1万、2万ぐらいからあるんですよ、だからそういうことでもちょっと練習してみるとか、そういうことはやってもらったらいいかなと思っています。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） ご苦労さんです。

マイクになるべく近づいてですね、鮮明な言葉で言ってくださいね。

議長もあまりよく聞き取れないときがある。

はい、次にいきます。

質問順位7番、大楠 英志 議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号8番、大楠 英志 でございます。

「中学校教室木質化の総括を問う」ということで質問をいたします。

中学校教室木質化は、平成25年度篠栗北中学校における木質化モデルルームに
始まりました。

私たち議員も案内を受け、教室の壁や床には立派な篠栗「町有林産」の材料が使用され、ヒノキの香りが漂う教室を参観しまして「生徒たちが喜ぶだろうな」と感じたことを思い出します。

平成26年度から教室木質化の本格的工事の着工となり、平成28年度をもって
篠栗中・篠栗北中学校の木質化工事が終了しました。

このことに伴い事業の総括的質問を行います。

まず、事業の目的と概要の説明を求めます。

併せて事業の総額と補助金額を尋ねます。

教室木質化事業の効果は多岐にわたると考えられますが、主な事項をお尋ねいたします。

教室で勉強している生徒や、他地域からの視察に来町された方から、アンケート調査も行っておると聞いておりますが、この主なものの報告を求めます。

中学校の教室木質化が終了した、その次は小学校の順番であると児童・保護者や町民の方は期待されていると考えます。

町長から教室木質化事業についての報告で、補助制度や補助率が変更され、町単独事業としての継続は難しいとのことは議会で聞いております。このことは、保護

者や町民の方に理解していただくことが大切だと考えますので、改めて詳細な説明を求めます。

教室木質化の材料は、篠栗町の町有林の材木を活用しております。

大変素晴らしいことだと思います。

事業目的の一つに環境負荷の低減、資源活用と地域経済活性化に資するとありますが、このことについての効果や成果の報告を産業観光課長に求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁は。

教育長。

○教育長（西 邦彰） 町内中学校教室の木質化につきましては、議員の皆様方のご理解とご支援、ご協力により、平成28年度に完了することができました。

現在、町内の中学生は落ちついて学習に取り組み、また他市町にはない教育環境を誇りに思っているようでございます。

木質化の総括につきましては、学校教育課長が詳しくご説明いたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、続きどうぞ。

学校教育課長。

○学校教育課長（野寄 勇） それでは、大楠議員の「中学校教室木質化の総括について」お答えします。

篠栗町立中学校2校の普通教室の木質化事業については、平成25年度に民間・行政からなる「篠栗町学校木質化に向けての検討会」を発足し、検討を開始しました。

平成26年1月、検討会委員でもあります「篠栗町建設協力会」の全面協力の下、篠栗北中学校の空き教室にモデルルームが完成。

その効果を検証した後、町立中学校2校の普通教室の木質化事業実施の方針を決定した次第です。

平成26年度より、3年生教室から順に着工し、平成28年度に1年生教室が完成、3か年の事業が完了したところでございます。

本事業は、町立中学校普通教室の木質化を通じて、教育の環境の向上を図ることが主な目的ですが、篠栗町の森林で育まれたスギ・ヒノキの原木を用いて製材した地域産材を有効利用することで、「持続的な森林づくり」「大工仕事の継承」も包括的に考慮しております。

事業の概要ですが、平成26年度は両中学校の3年生11教室、面積にして79

7平方メートル、平成27年度は2年生教室16教室、面積にして1,104平方メートル、平成28年度は1年生11教室、面積にして797平方メートル、床・壁面すべてを木質化しております。

3か年の総事業費は、1億925万円でございます。

事業費の補助金についてでございますが、平成26、27年度の7,730万9,000円の2年分の事業費に対し、農林水産省から補助対象経費2分の1となる3,645万7,000円が得られたところ、国の補助要綱の見直しにより、平成28年度は町単独事業として実施いたしました。

事業効果としましては、生徒が登校から下校まで大部分の時間を過ごす教室が、木の温もりや匂いに満ちた快適な空間となり、夏の暑さや冬の寒さが心理的にも体感的にも和らいだこと、教室内以外の物音に対する吸音効果などにより、落ち着いて勉学に励むことができる環境が整ったこと、地元産木材を使用することにより、生徒の郷土への愛着が深まったことなどが挙げられます。

続いて、他地域からの視察や実施したアンケート調査についてお答えいたします。

主な視察の受け入れについては、福岡市、同市議会、宮若市、那珂川町、嘉麻市、県農林業試験所などがあり、本町の取り組みに深い関心と共感をいただきました。

アンケート調査については、生徒とその保護者のほかに、研修や学校訪問等で来校された方々、約3,000人を対象に実施しております。

アンケートの項目は、3項目、「この教室を利用して木の良さを感じましたか」の問いには、「実感した」が59%。

次に、「木材をふんだんに使った公共施設を今後もっと増やした方が良いと思いますか」の問いには、「増やした方が良い」が46%。

そして、「もし自分が家を建てる場合、地域の木材を使用したいと思いますか」の問いには、「施設を見て思うようになった」が35%、「以前から思っていた」が11%と、アンケート結果からも大きな事業効果が見てとれます。

中学校に続いての小学校普通教室の木質化事業についてお答えいたします。

平成27年度に策定されております「篠栗町公共施設等総合管理計画」に基づき、昭和50年代建築で老朽化が進む、学校施設の長寿命化のための個別計画を策定する必要がございます。

小学校の木質化事業の実施については、長寿命化の個別計画策定段階において、必要性を改めて検討するとともに、今後の補助金の動向を注視していきたいと考えております。

続きまして、教室木質化の材料として、町有林の材木を活用することによる資源活用と地域経済活性化の効果については、産業観光課長からお答え申し上げます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、産業観光課長。

○産業観光課長(黒瀬 英三) それでは、「教室木質化の材料は町有林の木材を活用している。資源活用と地域経済活性化の効果は如何か。」とのご質問にお答えいたします。

今般の教室木質化に使用した町有林の材木ですが、平成26年度には萩尾区東蒲原地区のヒノキ原木約11立方メートル、スギ原木約22立方メートルを平成27年度には萩尾区鉾立地区のヒノキ原木約16立方メートル、スギ原木約32立方メートルを平成28年度の事業完了までの材料として供与しました。

教室木質化においては、これまで慣用的に用いられてきた公共建築工事標準仕様書では、一定の品質を担保するために、仕上げ材であれば材面の品質を「上小節」「小節」と規定していますが、地域材のように産地を限定された原木からこの品質を調達しようとするれば、原木1本あたり約2割の製材しかできません。残り8割が歩留まりとして残ってしまいます。

これでは、製材工場等に不良在庫を抱えさせ、伐採した原木を売却して生計を立てている森林組合も伐採量に見合った収入を見込むことができなくなることから、篠栗町の森林から伐採される原木の材面の品質については、節の有無、板目・柃目の別を問わず用いることとしました。

また、事業規模を学校単位とせず、学年単位と規模を小さくしたことで大掛かりな施工管理が不要となり、地元の大工職や工務店で取り仕切ることが可能となり、入札には町内の指名業者が参加できているようであります。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、大楠議員。

○議員(大楠 英志) それでは、再質問をいたします。

まず最初にですね、モデルルームの建設のときは、篠栗町建設協力会の全面協力があつたということは、これは、耳にしたところでは、要するにボランティアでしていただいたということのようでございますが、こういったことはもう少しですね、やっぱりPRが必要ではないかなと、こういうふうな全面協力があつたというような、そういうこともですね、大いにやっぱり町民に知っていただくということは大事じゃなかろうかと思っております。大々的にこの事業をですね、素晴らしいこと

をしてありますので、もう少し町民に向けた説明といたしますかね、PRをしていただきたいなということで、今回私もそういう意味で質問をしたわけでございます。

それと、この事業名ですね、補助事業でございますので事業名をお聞きいたします。

○議長(阿部 寛治) 答弁は。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長(野寄 勇) 事業名は、農林水産省の森林整備加速化事業、こちらのほうで補助をいただいております。

○議長(阿部 寛治) はい。どうぞ、町長。

○町長(三浦 正) 最初のご質問、最初の再質問の項目ですけど、篠栗町建設協力会の皆様方がボランティアでモデルルームをつくっていただいたわけでございますが、これについては、もうちょっとPRをしたほうが良かったんじゃないかっていうことでございますけれども、私どもそれなりに一生懸命PRしたつもりでございましたが、今後このようなことをやっていく場合には、また違った角度からもまたいろいろ皆様方にPRしていくような手だてを考えたいと思っております。

○議長(阿部 寛治) はい、大楠議員。

○議員(大楠 英志) 次の再質問でございますが、先ほど課長のほうから補助金とかですね、そういう補助体制の改正で、またそういう状況になったら長寿命化も含めて教室木質化を検討すると言うような答弁をいただきましたが、そういう見通しはございますでしょうか、補助金も含めて。

○議長(阿部 寛治) では、町長に答弁を求めます。

○町長(三浦 正) 地域産材を使っていろいろな工事を行うという補助制度につきましては、要は3年目がどうしてできなかったかということ、改築の場合は今回適用しないと、新築の場合のみ適用するということで、交付金の制度内容変わったことから全て単費で行ったところでございます。

そうしますと非常にいいものでありますけれども、年度における歳出の比率が高くなることから、当面この中学校で対応は、この木質化は一旦休止するというお話をしたところでございます。同様の交付金等が新たに出てくるようであればやりたいと思っておりますが、一方で小学校の保護者からの耳にしたときに、空調のほうをまず先にしてくれという声も正直なところ聞くとところでございます。この辺は皆様方とご協議しながら、どう優先順位をつけていくかというふうなことで考えていくこととしております。

篠栗町の小中学校の状況を今回も小中一貫教育という流れで進めていくわけですが、小学校の運動場は全て芝生、中学校の教室は全て木質というような、それぞれの特色を全面的に表に出しながら、篠栗町での小中学校の教育環境を整えているということを大きくアピールしているところがございます。

○議長（阿部 寛治） ありますか。

○議員（大楠 英志） 最後になりますが、こういう篠栗原木を使ってですね、要するに、公共建築工事の標準仕様書にないようなですね、全部の材木を使用するという事で、大変これは画期的なことだと思います。

そういうことも含めで、先ほど町長の答弁でありましたように、篠栗らしい特色のあるですね、施策を今後も続けでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） では、次にいきます。

質問順位 8 番、栗須 信治 議員。

○議員（栗須 信治） 議席番号 3 番、栗須 信治 です。

特別支援教育に関し通級による指導教育の導入についてお尋ねします。

発達障害や聴覚、視覚に比較的軽度の障がいのある児童生徒が、特別支援学校や特別支援学級ではなく、通常学級に在籍しながら障がいの特性に応じて別室でコミュニケーションや教科の補充指導を受ける通級学級の充実を求める声が広がっております。

文部科学省によると、公立小中学校で通級指導を受ける児童・生徒は、2013年に7万7,882人だったのが2015年には9万270人と9万人を超え、全児童・生徒の1%となっております。通級指導を受ける子どもは、この10年で2.3倍となっております。

また、2012年の調査では、発達障害の可能性のある子どもは6.5%いると見られており、40人クラスなら2人の割合でございます。

本町においては、支援員などを配置され「特別支援学級」が開設してありますが、必要に応じて障がいに配慮したきめ細かな学習支援が受けられるよう、通級による指導教育を導入されてはいかがか。

特別支援教育の現状と併せてお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

○教育長（西 邦彰） 栗須議員の「特別支援教育に通級による指導教育の導入を」のご質問にお答えいたします。

学校教育におきまして、常に支援が必要となる児童・生徒を対象とする特別支援学級に対して、「通級による指導」、いわゆる「通級指導教室」は、通常の学級で教科学習等は行いながら、週に数単位時間、障がいの特性に応じて個別指導を行うものです。

これにより、障がいによる学習上、生活上の困難の改善・克服を促しながら、通常の学級における授業においても指導の効果が期待できるものでございます。

「通級指導教室」につきましては、平成28年度より、各小中学校校長、担当教諭による「通級指導教室準備委員会」を発足させ、指導対象とする障がいや、運営の具体的方法等について検討を進めてまいりました。

検討の結果、平成平成29年度から開設を目指します「通級指導教室」では、学習障がい、高機能自閉症、注意欠陥、多動性障がい等の発達障がいを持つ児童9名、生徒9名の計18名を対象とする予定でございます。

また、教室の運用につきましては、他町では学校の中に教室を設置し、町内すべての児童生徒がその教室に通う「拠点校方式」が主ですが、本町では児童生徒の通学や保護者の送迎の負担軽減等を考慮し、担当教員が各学校を巡回して指導を行う「巡回方式」で設置すべきとの結論に至りました。

現在は、平成29年4月の開設に向け、県教育委員会への申請手続、学用品等の選定や補助教員の雇用等の準備を進めているところでございます。

次に、ご質問の現在の特別支援教育の状況について述べさせていただきますと、平成28年度は町立小学校3校に知的・情緒障がいの特別支援学級が10学級、町立中学校2校に知的・情緒障がいの特別支援学級が5学級で、在籍は小学生55名、中学生25名でございます。

なお、特別支援学級の指導につきましては、県費による担任教諭のほか、各学校に町費による補助教諭を複数名配置し、在籍する児童生徒ひとりひとりに配慮した教育環境の充実を目指しているところでございます。

平成29年度の通級指導教室開設に向けて、現在、県教育委員会や福岡教育事務所との協議を進めているところでございますが、開設が決定いたしましたならば通級指導教室の円滑な運用と、ひとりひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 開設されるということを伺いまして、安心しております。

この取り組みは、乳幼児から健康課、福祉課、こども育成課、学校教育課など関連機関が連携することにより、支援がスムーズに繋がると思います。

子どもを養育している全ての人が安心して子育てができるように、子どもが安心して学べるように、推進していただきたく要望して質問を終わります。

○議長(阿部 寛治) 質問順位9番、横山 久義 議員どうぞ。

○議員(横山 久義) 議席番号7番、横山でございます。

総合案内及び総合窓口に関して2点ほど総務課長に質問をいたします。

まずは、総合窓口の人員配置についてお尋ねをいたします。

これまで、住民票や印鑑証明書などの各種証明書等の発行をそれぞれの担当課の窓口で手続きしていたものを一元化し、効率化を図るため、昨年1月に総合窓口が設置され運用されております。

私も昨年5、6回利用させていただきましたが、確かに手続に要する時間が短縮されたように感じております。

また、係員の方の対応も親切で説明も適格だったと思っております。

しかし、ただ1点気になったことがございます。

それは窓口の係の数が多過ぎることにより、皆さんが暇そうに見えた点であります。恐らく窓口を利用された住民の方の中には、私のような感想を持たれた方が多くおられるのではないかと思っております。

更には、忙しくされている他の部署の職員の皆さんの目にどのように映っているのかも気になっております。

総務課にお尋ねをいたしますと、忙しい時期及び時間帯を考慮して、人員を配置しているとのことでありました。

そこで、まずは人員配置の現状について、詳しく教えていただきたいと思っております。

次は、総合案内と総合窓口の連携についてお尋ねをいたします。

わが町に転入された後、初めて総合窓口を利用される方や以前からの住民であってもめったに利用されない方たちの中には、総合窓口に戸惑いがあるように思われます。

総合案内で尋ねると丁寧な説明を受けることができるとは思いますが、そうせずに直接以前のように、関係各課の窓口に向かう方も多く、その方たちから不満の声を聞くこともあります。

不慣れな住民の皆さんへの対応をどのようにされているのか、また、総合窓口と総合案内との連携をどのように考えてあるのか、以上2点をお尋ねをいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

町長から。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 「総合案内及び総合窓口のあり方について」横山議員からご質問を頂戴いたしました。

総合窓口につきましては、これまでいくつもの課の窓口を移動しなければならなかった手続をできるだけ一つの窓口で終わらせるワンストップサービスを目指したものでございまして、住民サービスの向上や業務効率化、職員の負担軽減による配置数の減などを目的としたものでございました。

初めて役場に来られた住民の方々にもわかりやすく、そして手続きが早く終わるようにと、現在も内部で定期的に「窓口業務等調整会議」を関係課職員で開催し、よりよい総合窓口となるように進めているところでございます。

1年前にはじめた新たな体制でございますので、求められる姿にするためにも今後調整は必要であろうかと存じます。

そうした点からも、ただいまのご質問、ご意見をご参考にしたいと考えております。

それでは、ご質問の2点につきましては、総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、ご質問の2点についてお答えをいたします。

1点目の「忙しい時期や時間帯を考慮した人員配置の現状について」のご質問にお答えいたします。

配置形態といたしましては、基本として8時30分から17時15分の7.75時間勤務者を4名、そして、その方々がお昼休憩の間にもサービスが低下しないことなども考慮し、8時30分から14時、11時30分から17時の5.5時間勤務者をそれぞれ1名配置いたしております。

そして、月曜日、金曜日、祝日の翌日は受付数が非常に多いことから、10時から15時30分の5.5時間勤務者を別途1名配置いたしております。

委託業者に対しましては、従事者の経験によるスキル向上に合わせて、業務フロー・業務区分を適宜見直し、更なる住民サービスの向上ができるよう目標化をしていただいております。

また、毎日1時間ごとの受付数などの統計も総務課のほうでとっておりますので、その統計データ等をふまえて、配置体制を再検討することや現在行っていない他の

業務も総合窓口に取り込むなどの検討を行い、住民サービスの向上を前提としつつ、コスト削減にもつながるよう検討していきたいと考えております。

次に2点目の「総合案内と総合窓口の連携に関するご質問について」お答えをいたします。

まず、不慣れな住民の方への対応についてですが、以前は総合案内では、インフォメーション機能として住民からの問い合わせに答えたり、入口で戸惑っている方に声掛けして対応するなど行っておりましたが、現在は更なる住民サービス向上を図るため、役場に来られたすべての方に声掛けして用件に応じた案内をするようにしております。

議員のおっしゃるとおり、窓口案内システムで発券せず、直接関係各課の窓口に行こうとされる方もいらっしゃいますが、システムで発券することによるメリット、例えば受付順番を巡る争いを防いだり、番号呼出しまで楽に移動ができることから、時間待ちストレスの解消が図れるなどのメリットを伝えるようにして、すべての方に発券をしていただくよう総合案内でお願いをいたしております。

また、総合窓口の活用及び総合窓口と総合案内の連携をどのように考えているのか、ということについてですが、まずは総合案内で来庁された方のニーズを把握し、総合窓口に関係するのであった場合は、総合窓口職員に確実に引継ぐことがこれからも重要であると考えております。

また、総合窓口の活用については、今後は国保分野にも広げていくことなどを検討しております。

更なる住民サービスの向上を図り、委託化して業務の効率化を図った分、職員の配置数の減などを検討するなどして、コスト面でも効果が出せるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、横山議員、再質問どうぞ。

○議員(横山 久義) 住民の方がですね、庁舎を訪れる、そしてまず真っ先に目につくのは総合案内、そして、数多くいわゆる、関係されるのが、今で言うならば総合窓口ではないだろうかと思っております。

ですから、一番住民の方から見られる場所なんですね。

ですから、その点はやはり十分考えてやってやらないと、私も昨年、5、6回利用させてもらったって言っていますけども、その、時期違うんですよ、時期違うし時間帯も違うんですが、そのときはカウンターに3名、そして案内係が2名、5名

体制。

だから、今の総務課長の説明で大体合うじゃないかなと思うんですけども、いつも忙しいときに私が行っているような感じなんですけど、しかしたまたまそのとき全てにですね、ほかにいわゆる、申請者がいなかった。そうなりますとどうしても、ほかにする仕事がないわけですよ。カウンターに座っている方だとかですね、可哀想な感じがしました。やはりそういう目で住民の方は見てしまうんですね。これが以前だったらですよ。確かにそれぞれの各課の窓口でほかの業務をしながら窓口業務されている。

ですから、申請者がいない場合はですね、ほかの仕事をやってあったんです。

ですから住民の方から見ても、常に仕事をしてあるような感じを私は受けるんじゃないか、そちらの方が私は好印象だったんじゃないかなと思うんですね。

しかし、そうは言っても、先ほど町長も言われましたように、いわゆる一元化することのメリットも確かにあります。

ですから、何とかその一元化するメリットはメリットで生かしてですね、あとはまたそのデメリットというんですか。やはり住民目線というのはやはり無視できないと思うんですよ。

ですから住民の方も、よくやっているなというふうなシステムというんですか、もっともっと柔軟に対応する必要があると思う。

例えばですよ、今、5名常時いるといいます。

総合案内との連携で質問したのは、私も総合案内を見ます。

しかし、各種例えば「証明書等の必要な方は、総合窓口へ」だとかっていう看板は何もないんですよ、勿論声掛けはしてあると思うんですけども、そういう看板をやはり独自に設置する必要があるんじゃないかなと。

そして、最後に、文言はいろいろ考えてもらえばいいんですけど、「私にご案内します」だとかね、そういう文言があるだけでも違うんじゃないかなと。

そして、そういう案内のところに来られた方は、その総合案内の方が、総合窓口まで誘導して、そしてそこで引き継ぐ、或いはそこで皆さんが忙しければ、その総合案内の方が説明をし、カウンターまで導く。その間ですね、総合案内が空席でも私いいと思うんですよ。

その時は例えば「ただいま、総合窓口に出かけています」だとか、そういうのを短時間ですからね、それをけしからんという住民の方は、私はいないんじゃないかなと、要するにそうやって、しきりに行き来しているというようなものも必要じゃ

なかろうかなと思います。

そうすることによって、2名の例えば案内人が常時1名でいいんじゃないかなということにもなるだろうし、3名カウンターに並んである方もですね、そのうちの1名はですよ、近くの忙しい課、これほどこの課の係とは言いませんけれども、「あと0.5人ぐらい増やしてくれたら助かるんだけどな」という話も聞きます。

そういうところにですね、配置してもらって、そして、忙しいときにはですね、直ぐにお呼びできるように、そういうやはり柔軟的な対応をですね、今後やっぱり考えていかないと、住民の方はその場面しか見ませんから、そういうところも十分考えてですね、やってもらいたいんですけども、幸いにしているいろいろなこういわゆる、会議みたいなのがあるということですからね。

そこで、今私が言ったのはあくまでも1例ですから、もっともっといい方法はあると思うんですよ。

ですから、そういうものをもっともっと掘り下げてですね、検討していただけるかどうかの確認だけをお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの再質問は、大きく、な話をすれば、お越しになられた方が、「総合窓口、総合案内等々の人員配置の関係で、少し人が余っているんじゃないか。」いわば「税金の無駄遣いになっているんじゃないか」っていうふうなことのご指摘もあるんじゃないか、ということのご心配であろうかと思います。

私も実際のところそういう声を耳にしたこともございます。

そうした意味からも、今お話のように、一生懸命、今効率化についても考えているところでございますが、視覚的にご案内を明確にするとか、そういう「ただいま離席しております。案内中です。」というようなプラカードといたしまししょうか、カードを置いてご案内をするとか、そういう視覚的なことをもっと取り入れて、いろんなご意見を参考にしながらよりよい窓口、併せて、もっと効率的なことができるようであれば、他の業務も含めて取り込ませるようなことも検討しながら改善をして、また皆様方によりご利用しやすいような窓口体系にしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 以上で質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもって、散会といたします。

散会 午前 11時59分